

第6号議案

会則改定(案)

「第3条(事業)ウ、会誌『新しい漢字漢文教育』の発行(年2回)」の(年2回)を削除し、以下のように改定する。

「第3条(事業)ウ、会誌『新しい漢字漢文教育』の発行」

「第17条(会費・会計)」の3を以下のようにし、現行の3は4に、4は5に、5は6に移動するよう改定する。

「3. 前年度までに満70歳に達した個人会員で、会費を3万円一括して納めた者は、それ以後の会費を免除する。」